

と き 令和2年11月27日

ところ 小牧市役所本庁舎
3階301会議室

小牧市農業振興地域整備促進協議会

議事録

小 牧 市

小牧市農業振興地域整備促進協議会議事録

1 開会の日時と場所

令和2年11月27日 午前9時30分

小牧市役所本庁舎 3階 301会議室

2 出席した委員

石田 昭代	稲垣 武磨	落合 重之
川橋 宗之	熊澤 大	栗木 逸治
永井 了		

3 欠席した委員

水谷 浩孝

4 出席を求められた職員

小牧市地域活性化営業部農政課長	宮下 美則
小牧市地域活性化営業部農政課農地係長	藤田 益雄
小牧市地域活性化営業部農政課農地係主事	松井 雅仁

5 傍聴人

なし

6 会議の目的

1. 議事 第4号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定について

7 会議の要領

小牧市地域活性化営業部農政課長が開会を宣す。

(午前9時30分)

議 長

本日は、水谷委員が欠席のため、出席委員 7 名、欠席委員 1 名で委員の過半数が出席していただいておりますので、条例第 6 条により小牧市農業振興地域整備促進協議会は成立いたします。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。議事に先立ちまして議事録署名者を指名させて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異 議 な し)

議 長

異議なしと認め、議事録署名者は熊澤 大委員と栗木 逸治委員にお願いしたいと思います。

それでは、第 4 号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定について、を上程いたします。

なお本議案につきまして、番号 8 につきましては落合委員に関する案件がありますので、番号 1 から番号 7 を先に審議します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

第 4 号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定についてです。件数は 8 件です。先に 7 件を説明いたします。次第、申出地一覧、位置図、利用計画図、公図を添付しております。

番号 1

.....に本店を置く.....が、.....の所有する、.....
田 1,021 m²を所有権移転し、駐車場を造成しようとするものとして説明。

番号 2

.....に本店を置く.....が、.....が所有する、.....
田 1,919 m²を所有権移転し、駐車場及び資材置場を整備しようとするものとして説明。

番号3

・・・に本店を置く・・・が、・・・が所有する、・・・
田 3,596 m²を所有権移転し、倉庫及び事務所を建設しようとするものとして説明。

番号4

・・・に本店を置く・・・が、・・・
が所有する、・・・畑 517 m²を所有権移転し、社会福祉施設
を建設しようとするものとして説明。

番号5

・・・に本店を置く・・・が、・・・が所有する、・・・
田 693 m²を所有権移転し、工場を建設しようとするものとして説明。

番号6

・・・に本店を置く・・・が、・・・が所有する、・・・
田 281 m²を所有権移転し、駐車場及び資材置場を整備しようとするものとして説明。

番号7

・・・に在住の・・・が、・・・が所有する、・・・
の一部畑 789 m²のうち420 m²を使用貸借権設定し、分家住宅を建築しようとするものとして説明。

議長

ありがとうございました。提案理由の説明が終わりました。それでは番号1から番号7までについての皆様のご意見、ご質問等賜りますのでよろしくお願い致します。

石田委員

6番なんですけれども申請地の北側の田、90番のところだけ残っているかんじが図面上するのですが、その理由がわかりましたら教えてください。

事務局

90番、今石田委員のご指摘のあった申請地の北側なんですけど、ここは別の事業者から除外の相談を受けておりますので、今回の申請者はこの部分だけを申請地として90番は別のところが相談にきているという状態です。ゆくゆくはここも除外され転用になってしまうところだと思います。

石田委員

わかりました。ありがとうございます。

熊澤委員

5番の件なんですけれど、これ、前回も言ったのかな。水がもらえないんですよ。用水を掃除していただけないもので、・・・さんが。市の方でやっていただけるんですか。用水の掃除とかは。

事務局

用水の掃除ですか。

熊澤委員

あそこの前を通っている農業用水のところに泥が詰まるんですよ。結局、今埋め立てしようとしている田んぼから用水をもらっている状態で水をもらっている状態になってて、溝が詰まっているんですよ。その掃除をしていただけるのかという話なんですけど、別に埋め立てをしてもいいんですけど。

事務局

用水が詰まっている、西側の田んぼが水がとれないもので。

熊澤委員

そうです。今埋め立てしようとしている田んぼから引いているんですよ、水を。毎年やっていただければいいんですけど、用水の掃除とか。やっていただけるものですかね。

前も確か言って、その時にパイプを通していただけるという話になって、水が入るようになってるんですけど、その水が西側の田んぼ2枚に行って

るはずなんですけど。その時に1回掃除していただいたのかな。そのあとあんまり掃除していないような気がするんですけど。どうなのかな。毎年、年に1回掃除していただければ別に全然いいと思います。

事務局

申請地からパイプが出ていたところですよ。

熊澤委員

そうです。こっち側が満タンになるとそっちに移動するようになっていると思うんですけど。

要は・・・さんの前から行けばいいんですけども水が。

事務局

今の青い枠の北側のところの水路の清掃ということですか。

熊澤委員

そうですね。青い枠のところが・・・さんですよ。ここから西へ行って南に行くんですよ。これが詰まっているために、赤いところからパイプを置いて水をもらっている状態だもんで、この2枚は。

水さえ通していただければ全然いいと思います。

事務局

今の青いところの北側及び南に行く西側のところですよ。この辺の清掃ということですよ。

熊澤委員

はい。

事務局

予算の範囲でしっかりと対応していきたいと思います。

熊澤委員

市役所のほうでやっていただけるのですか。

事務局

基本的には事業者のほうでというような話になるかと思うのですが、それでもなかなか対応しきれない、していただけないという状況であれば、いろいろ知恵を絞ってやりたいなと思います。

熊澤委員

わかりました。お願いします。

議長

他によろしいですか。

石田委員

今の5番のところですけども、よくわからないんですけども用水に会社の水ってというのは落ちるんですか。用水が汚れているということは、会社の水は雨水のみなのか、違うものが流れるのですか。

熊澤委員

多分土砂とか、タイヤについでる土砂とか。

石田委員

そうしたら、やっぱり定期的に毎年1回は用水の掃除をしてもらうというようにお願いはできないんですか。会社に。

熊澤委員

そこのところに花かなんか植えられるんですよね。会社の人。勝手にこうやって上げていくと怒られるもんで。

事務局

土砂はどこから出てくるのですか。

熊澤委員

土砂は流れてくるか。

事務局

北から流れてくるのですか。

熊澤委員

多分水路から流れてくると思うのですけど。

石田委員

1回掃除したからといって済む話ではないんですけどね。毎年やっていただけかないと。

川橋委員

直線ならいいけど曲がったら絶対詰まっちゃうね。1ヶ所曲がればそこで絶対止まるでね、そこで溜まってくるんだよね。だんだんだんだん。

石田委員

こういうところに会社を建てるんだからそういう役目はあると思います。用水を管理するというか。私たちも水稻をつくるからには自分たちで上げられるところは上げてというように管理しているので、会社はそういう責任はあるんじゃないかなと思うんですけど。そういうことをやりたくないんだったら別の場所を考えてもらわなきゃいけないというふうに思うんですが。

事務局

我々としても当然農業者の方の関係の権利、水利関係を確保することは当然必要かなと思いますし、それに対して何らかの原因、関係者である今の会社ですね、ここにはそのような条件を付けながらしっかり水路清掃してくれとそうしないと農業者が困るからというかたちでいろいろ調整はしていきたいと思います。ただ、今石田委員が心配してみえた雨水なら問題ないけど、生活雑排水が入りこむんではないかというお話ですよ、そういった点に関して、基本的には流すには合併浄化槽だとか規定の物を設けて潜ったうえで放流しているはずですので、水質的には最悪の状態にはないということはお答えできるかなと思います。

石田委員

わかりました。よろしく申し上げます。

議 長

よろしいでしょうか。

石田委員

はい。ありがとうございます。

議 長

それでは番号1から7についてどうですか。他にご質問等ございませんでしょうか。

それでは「やむを得ない」ということで意見を決定をすることにご異議ございませんか。

(異 議 な し)

議 長

全員異議なしと認め、番号1から7の案件につきましては「やむを得ない」として意見決定をさせていただきます。

続きまして、番号8につきましては落合委員に関係する案件となりますので、さきほどございましたように落合委員には退席していただきます。それでは、暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

議 長

それでは休憩を解きまして議事を再開させていただきます。番号8につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

番号8をご覧ください。

.....に本店を置く.....が、.....が所有する、.....
田、公衆用道路、用悪水路 19,135 m²を所有権移転及び一部賃借権設定し、倉庫及び駐車場を建設しようとするものとして説明。

議 長

ありがとうございます。今提案理由の説明は終わりました。番号8につきましてご意見、ご質問等賜りますのでよろしくお願いいたします。

石田委員

先ほどの説明でちょっと聞き漏らしてしまったのですが、中央の田んぼが除外になっている理由をもう一度お願いします。

事務局

公図を見ていただきますと、一番後ろのページですけど、37番の地目は田になっておりますが、こちらのほうは計画区域外ということで今回は除外の対象外です。

現況については畑で、果樹や木が植わっている状態となっております、水田との利用ではありません。

議 長

よろしいですか。

石田委員

現在木が植わって畑ということで、この人のところには会社は行かなかったということですか。借りるというか。

事務局

当初は計画に入れていたのですが、地主さんからの同意が得られなかったので除外区域から外したという経緯です。

石田委員

ありがとうございました。

議 長

ここはあれだよ、花梨だとか果樹が植わって花がだっとなっていてところだよ。

川橋委員

この前ね、農地パトロールで行ってきたんだけど、畑というより草がぼさぼさで、果樹が植えてあると言ったって、まるきり管理していないんで、水田でも畑でもないとききました。花もきれいに植わってればいいんだけど種も落ちている状態で、これはとてもじゃないけど認められんよと、というような感じです。

熊澤委員

37番についてなんですけど、もし耕作をやろうと思えばやれる状態になっているということですか。軽トラかなんかで入ってて。

川橋委員

今の状態だとちょっと耕作はできないな。木も入り口に雑木がいっぱい生えてるんで、そんな小さな木じゃないんで。

事務局

ただ、接道条件だとかそういった面からいけば、例えば無道路地というような状況にはないので。

川橋委員

道路はついているので。

議 長

道路は軽トラ1台分だね。

事務局

今回の計画もこの方が今後やることを想定して接道だったりとか、排水の面も整備した計画になっています。

議 長

あとはよろしいですか。

それでは番号8につきまして「やむを得ない」という意見を決定することでご異議ございませんか。

(異 議 な し)

議 長

ありがとうございます。それでは番号8につきましては「やむを得ない」として意見決定をさせていただきます。

本日上程しました第4号議案につきまして、農用地利用計画変更申出の意見決定につきまして、8件につきましては全て「やむを得ない」として意見決定されました。

以上をもちまして、第4回小牧市農業振興地域整備促進協議会を終了させていただきます。

(午前10時00分)

上記の議事の経過、要領及び結果を証するため議事録署名者において署名押印する。

令和2年11月27日

小牧市農業振興地域整備促進協議会

会 長

委 員

委 員